

JAPAN EXPO 2027 出展規制&出展規約全文

【出展規制セクション】

第1条	■ ブースの広さと規制 標準ブースのサイズは3000mm×2700mm(資料参照)
第2条	■ 展示関係パネル等 展示関係パネル等の持ち込みは制作サイド(ディレクター)にお尋ねください。
第3条	■ 展示品の管理 展示品の管理についてはEXPOが正式に終了するまで、展示品は最良の状態で出展者の責任で管理・展示していただきます。
第4条	■ 保険と実務 ジャパンエキスポファンデーション(以下、略:JEF)は、会場設置。展示会場内の公共の場にて起こり得る事故に対する公共責任保険に加入しています。但し、JEFの所持する責任保険は公共の場に対する事故等のみに適応されます。出展者が、もし火
第5条	■ 展示者への規制 出展者は政府または市当局のすべての規制に従わなければなりません。もし出展者が規制に適切に従うことが出来ない場合、出展者は作業及び出展の停止を勧告される場合も有ります。また、ディスプレイ、景品等出展者の販売及び誘致方法におい
第6条	■ 火災・建物・その他の規約 出展者は政府または省当局による、展示品の設置及び管理についてのすべての規約に従わなければなりません。会場内にてはプロパンガス・ヘリウムガス及び危険なガス・火薬・化学薬品の使用を禁止します。
第7条	■ 場所のまた貸しについて 出展者は契約した場所やその一部を、他者にまた貸しすることは出来ません。
第8条	■ 展示品の展示について 契約ブース敷地内以外の場所の利用は出来ません。
第9条	■ 天災について 戦争・火災・ストライキ及び政府による規制、社会一般における大災害・天災等事務局の不可抗力外の事件が発生した場合や、EXPOの一部が開催を阻止され本EXPO開催が出来なくなり、被害を被った場合、JEFは出展者に対し受領済の出展料の合
第10条	■ 電気について 小型電化製品や照明の為に必要な電源は有料にて使用が可能です(確認後正確な情報をお伝えいたします/確認予定)。
第11条	■ 警備について 開催前中後、制服着用(私服あり)の警備員等が細心の注意を配り会場の警備を行います。盗難(含む出展品、売り上げ金)にはくれぐれも御注意下さい。事務局側では、原則的にEXPO開会時の盗難等に対する一切の責任を負いませんので、ご了承下
第12条	■ 清掃について 事務局にて通路及び各種会場、点検をおこないます。出展ブース内の清掃・整備、ゴミ掃除は各出展者の責任で行って下さい。
第13条	■ 食品について 食品に関しては基本的に禁止です。乾物に関してはお尋ねください。
第14条	■ アルコール類について アルコール類に関してはお尋ねください。
第15条	■ 税金・関税 税金関係、関税等は現地の法律に準じます。

【出展規約セクション】

規約1	■ 規約の履行 出展者（共同出展者を含む）は以下に述べる各規約及び、主催者から提示された「出展のご案内」及び出展者マニュアルの各規定を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、その時期を問わず出展申込みの拒否、出展の取り消し、小間・展示物、装飾物の撤去、変更を主催者は命じることができます。その際、主催者の判断根拠などは公表いたしません。また、出展者から事前に支払われた費用の返還、及び出展取り消し、ブース・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展者及び関係者の損害も補償いたしません。
規約2	■ 出展資格 2-1) 出展者は主催者が定める展示会の開催趣旨に合致する法人、団体等とします。また、主催者は事務局内の出展基準に従い出展審査を行い、出展申込み企業が出展基準を満たすか否かを決定する権利を持ちます。 2-2) 出展者として許可されるのは、規定された製品グループに分類できる製品やこれに関連するサービスを提供する国内外の製造者、輸入業者、卸業者、代理店、出版社等です。出展品はすべて申込用紙に詳細に記載しなければなりません。知的所有権(特許権、商標権など)やその他日本国および米国・現地の法律に反する製品・サービス等の出展は認められません。
規約3	■ 出展申込み・支払い 3-1) 出展申込みは、公式の「出展申込書」「出店基準 出展内容の確認書」に必要な事項をすべて正しく記入し、署名・押印した書類をご提出ください。この提出をもって、出展者は規約の条件を遵守することに合意したとみなします。コピーをお手元に保管ください。提出書類は返却いたしません。 3-2) 出展申込みは、出展に必要な書類を主催者が受領し、それに基づき請求した出展料を主催者が入金確認できた時点(期日)をもって正式なものとしします。入金が無い場合、主催者は申込みを取り消す権利を持ちます。
規約4	■ 出展キャンセル 4-1) 出展申込書を受領した後の出展取り消し、解約は認められません。やむを得ない事情による場合は書面にて主催者に届け出、主催者が受領した時点で解約が成立、規定のキャンセル料を支払うものとします。 4-2) キャンセル料は2026年6月1日を基準日とし、2026年12月まで50%、6ヶ月以降100%の違約金になります。 4-3) 違反があると主催者が判断した場合、主催者は出展を取り消す権利を持ちます。 4-4) 入金確認後であっても、連絡が取れない場合や出展の意向がないと判断した場合、取り消す権利を持ちます。
規約5	■ 展示スペースの割り当て 5-1) 展示スペースは、主催者が定めるブースの配置、形状に基づき、主催者にて決定いたします。 5-2) 出展者は、いかなる場合があってもその全部または一部を、他者と交換・譲渡・貸与等することは禁止されています。
規約6	■ 書類の提出 出展申込みを正式に主催者が受領した後、出展者は主催者から提出を求められたすべての書類を指定期日までに届け出なければなりません。期日に遅れた場合、主催者は出展申込事項を履行するか否かを決定する権利を持ちます。
規約7	■ 出展に関する細則規約 7-1) 申込書記載の法人・団体等及び製品・サービスなどが展示対象です。 7-2) 変更が生じた場合、速やかに主催者に連絡しなければなりません。 7-3) 搬入搬出は「出展者マニュアル」に規定され、出展者はこれを遵守しなければなりません。 7-4) 通路など自社ブース内以外の場所での展示、宣伝、営業行為等は禁止です。 7-5) 強い光、熱、臭気、大音量を放つ実演など他社の迷惑・妨害となる行為を禁止します。中止・変更を命じることがあります。 7-6) 防火及び安全法規、行政指導の遵守。 7-7) 迷惑行為（強引なセールス、勧誘、中傷、営業妨害等）があった場合、出展中止または次回以降の拒否を行う権利を持ちます。 7-8) 現金授受を伴う物品サービス提供(即売行為)・商談・契約内容に関して主催者は責任を一切負いません。 7-9) 酒類提供時の未成年者・車両運転者への提供禁止。主催者は一切の責任を負いません。 7-10) ガイド等の制作物不備は公式サイトにて訂正し、再発行は行いません。
第8条(規約)	■ 損害責任 8-1) 主催者は、出展者及びその従業員・関係者等が展示スペースを使用することによって生じた人及び物品に関する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。 8-2) 出展者は、その従業員・関係者・代理店等の不注意などによって生じた損害について、ただちに賠償するものとします。 8-3) 天災、その他の不可抗力による会期の変更、開催の中止による損害は補償しません。 8-4) 自然災害・交通機関の遅延、社会不安などによる損害は補償しません。
第9条(規約)	■ 反社会的勢力の排除 9-1) 暴力団員等に該当しないことを表明・確約するものとする（経営支配、実質関与、不当利用、資金提供、社会的非難されるべき関係の排除）。 9-2) 反することが判明したときは、何らの催告をせず出展を取り消すことができるものとする。 9-3) 下請・委託先が該当する場合、契約解除など必要な措置を求めることができる。 9-4) 措置に従わなかった場合には、出展を取り消すことができる。
第10条(規約)	■ 個人情報の取り扱い 10-1) 収集した個人情報の所有者はJEF事務局です。各種連絡、協力会社への共有、印刷物掲載・公式WEB掲載、メルマガ登録、来場者・マスコミへの情報提供、統計データ、法令に基づく開示等に使用します。 10-2) 個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法適切な取得・同意取得をお願いします。 10-3) 法律に定められた安全管理を遵守した適切な管理・運営をお願いします。
第11条(規約)	■ 合意管轄 出展に関する一切の紛争については、主催者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。